

# 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

平成19年2月19日

条例第7号

改正 令和2年2月10日条例第3号

令和7年2月10日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき、群馬県後期高齢者医療広域連合の職員(以下「職員」という。)の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(休職の事由)

第2条 法第28条第2項各号に定める場合のほか、職員が水難、火災その他の災害により生死不明又は住所不明となった場合には、これを休職にすることができる。

第3条 法第28条第2項各号のいずれかに該当して休職された職員が、その休職の事由の消滅又はその休職の期間の満了により復職したときにおいて定員に欠員がない場合にはこれを休職にすることができる。

(降任、免職及び休職の手続)

第4条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合若しくは同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合又は当該職員を復職させる場合においては、医師の診断を行わせなければならない。

第5条 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第6条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。

2 前項の規定により定めた休職の期間が3年に満たない場合にはその休職を命じた日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。この場合において、前条の規定を準用する。

3 任命権者は、前2項の規定による期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは第3条に該当する場合のほかは、速やかに復職を命じなければならない。

4 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事

件が裁判所に係属する間とする。

- 5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、第2項中「3年に満たない」とあるのは「当該任期に満たない」と、「3年を超えない範囲内」とあるのは「当該任期の範囲内」とする。

(令2条例3・追加)

第7条 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

- 2 休職者は、休職の期間中法令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、いかなる給与も支給されない。

(失職の例外)

第8条 任命権者は、拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員のうち、その刑に係る罪を公務遂行中の過失又は通勤途上の交通事故により犯した者については、情状により特に必要と認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

- 2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その取消しの日にその職を失うものとする。

(令7条例2・一部改正)

(条例の特例)

第9条 第2条から前条までの規定にかかわらず、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定により群馬県後期高齢者医療広域連合に他の地方公共団体(以下「派遣元」という。)から派遣される職員にあつては、派遣元の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年2月10日条例第3号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月10日条例第2号)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」とい

う。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。